

# 工事記録写真撮影基準

(24交建工第1379号)

平成25年4月

東京都交通局建設工務部

# 工事記録写真撮影基準

## 目 次

### 総 則

1 目 的	1
2 適用範囲	1
3 工事記録写真の分類	1
4 工事記録写真撮影計画書	1
5 写真の色彩及び大きさ	1
6 工事記録写真帳の提出部数及び形式	1
7 工事記録写真の撮影要領	2
8 工事記録写真の整理	2
9 その他	3

別 図 黒 板	4
---------	---

### デジタル写真管理ソフト、写真帳及び

原本の整理方法と提出頻度等について	5
-------------------	---

### 別 表 撮 影 箇 所 一 覧 表

1. 工 事 一 般	9
2. 軌 道 工 事	13
3. 土 木 工 事	13
4. 開 削 工 事	17
5. シ ー ル ド 工 事	31
6. 高 架 工 事	35
7. 建 築 工 事	37
8. 機 械 設 備 工 事	41
9. 機械設備工事に付帯する二次側電気設備工事 及び監視制御設備工事（自動制御設備を含む）	43

### 《参考資料》

#### 工事記録写真の撮り方

留意事項	51
撮影の要点	51

# 総 則

- 1 目的
- この基準は、受注者が提出する工事記録写真（電子媒体によるものを含む。）の撮影及び処理について、必要な事項を定めたものであり、工事の経過及び施工管理の状況等を適切に記録することを目的とする。
- 2 適用範囲
- この基準は、交通局建設工務部が施行する請負工事等について適用する。ただし、この基準に定めのないものについては、監督員の指示によるものとする。
- 3 工事記録写真の分類
- 工事記録写真の分類は、次のとおりとする。
- 着手前及び完成写真
  - 施工状況写真
  - 安全管理写真
  - 使用材料写真
  - 品質管理写真
  - 出来形管理写真
  - その他（公害、環境、補償、災害等）
- 4 工事記録写真撮影計画書
- 工事記録写真撮影計画書は、次によるものとする。
- (1) 受注者は、工事の着手に先立ち、工事記録写真撮影計画書（以下「撮影計画書」という。）を作成し、監督員に提出の上、承諾を得ること。
- ただし、軽微な工事の場合は、監督員の承諾を得た上で撮影計画書の作成を省略することができる。
- なお、撮影計画書には、撮影計画図（平面図に工種、撮影位置及び方向等の必要事項を記載したもの）が含まれる。
- (2) 受注者は、電子媒体により工事記録写真の撮影・整理等を行う場合は、その旨を撮影計画書に明記し、監督員の承諾を得ること。
- 5 写真の色彩及び大きさ
- 写真は、カラーとし、大きさはサービスサイズ程度を標準とする。
- 6 工事記録写真帳の提出部数及び形式
- 工事記録写真帳（以下「写真帳」という。）の提出及び形式は、次によるものとする。
- (1) 写真帳は、施工段階毎に整理し、工事完成時に原本とともに各1部提出する。
- (2) 原本としては、ネガ又は電子媒体とする。

- (3) 電子媒体は、CD-Rを原則とする。
- (4) 電子媒体の記録ファイル形式は、JPEGとし、非圧縮～圧縮率1/8までを原則とする。

## 7 工事記録写真の撮影要領

工事記録写真の撮影は、以下の要領で行うものとする。

- (1) 撮影箇所、方法及び内容は、別表「撮影箇所一覧表」を標準とする。なお監督員が指示したものについては、その指示に従い撮影する。
- (2) 構造物等を撮影する場合は、箱尺、ポール、スケール等を目的物に添えて、画面による形状寸法の確認を容易にする。
- (3) 撮影区間が長大又は広域に及ぶ場合は、起終点及び中間地点にポール等を立て、位置並びに方向の表示をして、施工の確認ができるように撮影する。
- (4) 同一箇所の各施工過程を撮影する場合は、同一位置、同一方向から同一背景を画面に入れ、進捗状況の確認を容易にする。
- (5) 撮影に当たっては、原則として別図に示すような、工事件名、工種、撮影箇所、撮影日、撮影内容、形状寸法及び受注者名を記入した黒板等を同一画面に入れる。
- (6) 不可視となる出来形部分については、出来形寸法が確認できるよう特に注意して撮影する。
- (7) 臨機に施工した各種の措置（補強を含む）状況を撮影する。

## 8 工事記録写真の整理

工事記録写真の整理は、次によるものとする。

- (1) 写真帳の大きさは、4切判（縦32cm横27cm）のフリーアルバムまたはA4版を標準とする。
- (2) 写真は、撮影したものの中から各工種の撮影内容ごとに1枚以上を選別し、工事施工の順序に従い整理して写真帳に貼付する。  
ただし、安全管理、材料検査、品質管理等は、それぞれに分類して整理する。
- (3) 画面が、黒板による記入事項で、説明が不足する場合、又は撮影箇所がわかりにくい場合は、見取図又は説明図等を写真帳に添付すること。
- (4) 受注者は、工事写真の原本をネガで提出する場合、密着写真とともにネガアルバムに撮影内容がわかるように整理し提出する。  
また、カートリッジフィルムで提出する場合は、カートリッジフィルム内の撮影内容がわかるように明示し、インデックス・プリントとともに提出する。  
なお、電子媒体で提出する場合は、撮影内容がわかるように写真一覧（コマ撮りにしたもの）を添付する。また、工種により必要が

ある場合は、説明図を添付すること。

- (5) 受注者は、工事記録写真を適切な管理のもとに保管し、監督員の請求に対し直ちに提出するとともに、検査時に提出しなければならない。

また、電子媒体による写真帳の場合であっても、ダイジェスト版の写真帳を整理・編集し、各種検査時の工事概要説明資料として監督員の請求に対し直ちに提出すること。

- (6) 電子納品をする工事写真の属性情報等については、「デジタル写真管理情報基準」(国土交通省)に準拠すること。

※ 入手先 [http://cals-ed.go.jp/index\\_denshi.htm](http://cals-ed.go.jp/index_denshi.htm)

[CALS/EC 電子納品に関する要綱・基準(国土交通省)]

## 9 その他

- (1) 電子媒体による写真については、必要な文字、数値等の内容の判読ができる機能、精度を確保できる撮影機材を用いるものとする。  
(有効画素数300万画素以上、プリンターはフルカラー600dpi以上、インク・用紙等は通常の使用条件のもとで3年間程度顕著な劣化が生じないものとする。)

- (2) 施工状況等の写真については、監督員の承諾を得て、ビデオ等の活用ができるものとする。

- (3) デジタル写真管理ソフトウェア、写真帳及び原本の整理方法と提出頻度等については、別記を参考とする。

- (4) 道路占用工事や受託工事など、工事完了後、各管理者へ引継ぎを行う箇所・工種については、引継ぎ先の撮影基準に基づき撮影を行い、整理・編集し、引継ぎ時の資料として別途提出すること。

付 則

(13交建工第822号)

この基準は、平成14年4月1日から施行する。

付 則

(24交建工第1379号)

この基準は、平成25年4月1日から施行する。